

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○計量器の定期検査を実施する件	二三三
○地籍調査に関する事業計画を定めた件	二三四
○土地改良区の定款の変更を認可した件二件	二三四
○保安林の指定を解除する件	二三五
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件	二三五
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	二三六
○道路の区域を変更する件三件	二三六
○道路の供用を開始する件六件	二三七
公 告	
○肥料の登録が失効した件	二三八
○県営土地改良事業の工事が完了した件	二三九
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二三九
○落札者を決定した件二件	三三九
福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会	
○政治資金規正法の規定により提出された政治団体の収支報告書について訂正の届出があった件二件	三四〇

告 示

福島県告示第三百三十二号
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成二十七年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
南会津郡檜枝岐村	非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第329号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	六月二日 午後二時三〇分から 午後三時三〇分まで	檜枝岐村東雲館
同 郡只見町		六月三日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	只見町民体育館
同 郡下郷町		同 午後一時三〇分から 午後三時まで	只見町明和振興センター
同 郡南会津町		六月四日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	下郷ふれあいセンター
同 郡南会津町		六月九日 午後二時から 午後四時まで	南会津町館岩会館
同		六月一〇日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	南会津町伊南会館
同		午後一時三〇分から 午後四時まで	南会津町南郷総合支所
同		六月十一日 午前九時三〇分から 午後二時まで	南会津町御蔵入交流館

右に掲げる町 村	右の特定計量器で、右 の検査を受けなかった もの	六月二日から七月一 〇日まで（土曜日及び 日曜日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定 所
-------------	--------------------------------	--	--------------

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
南会津郡下郷町、同 郡檜枝岐村、同郡只 見町及び同郡南会津 町	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月一日から一二月一 八日まで（土曜日、日曜 日、一〇月二日、一一 月三日及び一二月三日 を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百三十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十七年四月二十四日

十七年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。

福島県知事 内堀雅雄

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福島市	大波第七 大波第八	平成二八年三月三十一日
会津若松市	花春町第二	同
郡山市	中津川第四 中津川第五 笹川	同
いわき市	上永井D 上永井E 上桶売C	同
白河市	巡り矢 石切場	同
須賀川市	滝第四	同

喜多方市	磐見第三 磐見第四 磐見第一 山都第四 山都第六	同
伊達市	梁川第一〇 梁川第一一 梁川第一二	同
伊達郡国見町	石母田第二 小坂第二 大木戸第二 貝田第二・第三 貝田第四・第五・石母田第三 鳥取第三・小坂第三 小坂第四・泉田第三 泉田第四	同
岩瀬郡天栄村	牧本第二二 広戸第二三	同
南会津郡下郷町	枝松第二 枝松第三	同
同 郡南会津町	永田第三 永田第四 小野島第二 猛ノ山第二 鴉巢第一	同
耶麻郡北塩原村	大塩第八	同
同 郡西会津町	上野尻第五	同
河沼郡湯川村	笠ノ目	同
同 郡会津坂下町	勝方 大村	同
同 郡柳津町	細八第五	同
大沼郡会津美里町	福永第一	同
東白川郡塙町	川上五 川上六 木野反一	同

（農村計画課）

福島県告示第三百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、表郷土地改良区から平成二十七年四月六日付けで申請のあった定款の変更について、同月十五

日認可した。
平成二十七年四月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第三百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津中央土地改良区から平成二十七年三月二十日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月十五日認可した。
平成二十七年四月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第三百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十七年四月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所
いわき市平沼ノ内字浜街一八二の二六七、一八二の二六八
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第三百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十七年四月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡山市湖南町赤津字東岐八一二三の四四から八一二三の四六まで、八一二三の一〇〇、赤津字西岐八一二四の五五
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐による伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石川郡古殿町大字松川字寺作二二五、二一六の一、二一六の二、字滝ノ平八一の九、八一の一〇、字古内二三五、字薄木二二、二二二、二二三の一、一一三の二、一一五の一から一一五の三まで、一一六、字八ヶ久保北九二、一九五の一、一九六の一、一九六の二、字仁田一七五、一七六の一・一七六の二・一八〇の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一八四の一、大字大久田字ヲテマ三三の一、字下大久田一四四の一〇五、字石神九七の一、一〇一の一、大字田口字西作九二の一、大字鎌田字田中田一七二、一七三の一、一七四

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐を択伐とする。
字滝ノ平八一の九、八一の一〇、字古内二三五(次の図に示す部分に限る。)、字薄木二二、一一二、一一三の一、一一三の二、一一五の一から一一五の三まで、一一六、字八ヶ久保北九二・一九五の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字ヲテマ三三の一(次の図に示す部分に限る。)、字西作九二の一、字下大久田一四四の一〇五(次の図に示す部分に限る。)、字石神九七の一、一〇一の一、字田中田一七二、一七三の一、一七四
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 石川郡古殿町大字鎌田字明内一四〇、一四一、一四四、一四七、一九三
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準

準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年四月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 永山榮一
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(平成二十七年福島県告示第百八十一号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第三百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十七年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区	間	変更前	敷地の幅員	延	長
-----	---	---	-----	-------	---	---

県道下松本鏡石停車場線	岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑二六番二地先から	変更前	八・五〇 一九・四〇	同 郡同 村大字白子字家内神二五番一地先まで	変更後	八・五〇 一三・三〇	一九五・五〇
	の別	(メートル)	(メートル)				

(道路計画課)

福島県告示第三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十七年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	県道大内会津高田線	変更前	五・八〇 二五・〇〇	大沼郡会津美里町旭三寄字七百苅六七九番一地先から同 郡同 町富川字中川原二〇六番地先まで	変更後	五・八〇 二五・〇〇	七三七・〇〇
	の別	(メートル)	(メートル)				

(道路計画課)

福島県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十七年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上北 迫下北迫 線	双葉郡広野町大字上北 迫字上田郷二八番二三 九地先から 同 郡同 町大字上北 迫字上田郷二八番一七 八地先まで	変更前 A	七・〇〇 二〇・〇〇	一三二・六〇
	双葉郡広野町大字上北 迫字上田郷二八番二三 九地先から 同 郡同 町大字上北 迫字上田郷二六番一八 四地先まで	変更後 B	一三・〇〇 五二・〇〇	四七五・五

(道路計画課)

福島県告示第百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道下松本鏡石停車場線	岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑二 六番二地先から 同 郡同 村大字白子字家内神二 五番一地先まで	平成二十七年四月二十四日

(道路計画課)

福島県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県津若松建設事務所で平成二十七年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道大内会津高田線	大沼郡会津美里町旭三寄字七百苅 六七九番一地先から 同 郡同 町富川字上中川二 八四番一地先まで	平成二十七年四月二十四日

(道路計画課)

福島県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道喜多方西会津線	喜多方市慶徳町豊岡字香隅山三四 三六番一地先から	平成二十七年四月二十四日

公告第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、宮川地区に係る県営防災ダム事業の工事は、平成二十六年十月十七日完了したので公告する。

平成二十七年四月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

（農業総合センター）

公告第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

公告第94号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県財務会計システム処理用センタ機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年4月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県財務会計システム処理用センタ機器 一式（搬入、設置、設定、調整、機器保守等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局出納総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年2月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
302,421,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年12月19日

（出納総務課）

公告第95号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと

おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年 4月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
コピー用紙 A 4（2,500枚入） 予定数量30,300箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字柿場1番地の11
- 5 落札金額
1箱あたり1,200円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年2月13日

（入札用度課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された平成二十一年分から平成二十五年分までの収支報告書について、日本共産党いわき・双葉地区委員会の会計責任者から次のとおり訂正の届出があった。

平成二十七年四月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

平成二十一年分
資産等の内訳借入金の中日本共産党いわき・双葉地区委員会の項に次のように加える。

借入先	借入残高(円)
高橋明子	1,415,000

平成二十二年分
資産等の内訳借入金の中日本共産党いわき・双葉地区委員会の項に次のように加える。

借入先	借入残高(円)
高橋明子	1,415,000

平成二十三年分
資産等の内訳借入金の中日本共産党いわき・双葉地区委員会の項に次のように加える。

借入先	借入残高(円)
高橋明子	1,415,000

平成二十四年分
資産等の内訳借入金の中日本共産党いわき・双葉地区委員会の項に次のように加える。

借入先	借入残高(円)
高橋明子	1,415,000

借 入 先	借 入 残 高 (円)
高橋明子	1,415,000

平成二十五年分
資産等の内訳借入金金の表

訂 正 箇 所	訂 正 後	訂 正 前
佐野正利	3,300,000	3,200,000

資産等の内訳借入金金の表中日本共産党いわき・双葉地区委員会の項に次のように加える。

借 入 先	借 入 残 高 (円)
高橋明子	1,515,000

福島県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された平成二十三年分から平成二十五年分までの収支報告書について、全国たばこ販売政治連盟福島県地区本部の会計責任者から次のとおり訂正の届出があった。

平成二十七年四月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

平成二十三年分

訂 正 箇 所	訂 正 後	訂 正 前
収入・支出の総額	3,005,583	3,052,983
収入の 内訳		
交付金収入	※150,800	※198,200

本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

訂 正 箇 所	訂 正 後	訂 正 前
---------	-------	-------

全国たばこ販売政治連盟	150,800	198,200
-------------	---------	---------

平成二十四年分

訂 正 箇 所	訂 正 後	訂 正 前
収入・支出の総額	3,101,872	3,139,072
収入の 内訳		
前年繰越額	2,742,443	2,789,843
その他の収入	10,629	429

平成二十五年分

訂 正 箇 所	訂 正 後	訂 正 前
収入・支出の総額	2,829,033	2,866,246
収入の 内訳		
前年繰越額	2,596,422	2,633,622
その他の収入	411	424